平成２４年（フ）第６号
愛媛県大洲市西大洲甲2222番地１
債務者　久保田竜也
１　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１０号
栃木県小山市城東４丁目４番８号　ファーストコート城東805号
債務者　渋井　章作
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１１号
栃木県小山市城東４丁目４番８号　ファーストコート城東805号
債務者　渋井　米子
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１４７２８号
東京都中野区中央３―34―１―206、住民票上の住所大阪府和泉市鶴山台３丁目10―100―404
債務者　荒木　正清
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２８６号
横浜市磯子区岡村７丁目17番12号、住民票上の住所川崎市川崎区浅田３丁目17番８号
債務者　田中紗都美（旧姓船津）
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５号
横浜市南区永田北２丁目１番10号　永田ロイヤルハイツ102号
債務者　中山　英雄
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４号
横浜市中区寿町３丁目12番地５　ゆめかいかん新館２Ｆ208号室
債務者　増山　祐治
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２５号
横浜市都筑区南山田１丁目３番10―809号
債務者　竹内　寛光
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９２号
横浜市旭区市沢町1106番地７　グレース101
債務者　島田　謙一
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３号
横浜市旭区市沢町1106番地７　グレース101
債務者　島田　清子
１　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５号
愛知県知立市来迎寺町広海道９番地４
債務者　出口　達也
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８０号
大阪市東淀川区柴島２丁目８番１―302号
債務者　藤澤　一博
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５２号
栃木県河内郡上三川町大字上三川2990番地、前住所栃木県宇都宮市宮の内４丁目223番地１　十里木102
債務者　山本　真二
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５３号
静岡県富士宮市万野原新田3108番地の30　クリーンハイツ大森101、前住所福島県いわき市平中塩字草鹿30番地
債務者　山本真奈美
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９号
栃木県宇都宮市駒生町3361番地15　宇都宮昭和ビルⅡ201、前住所栃木県さくら市氏家1536番地３
債務者　根岸　明子
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係